

報道関係者 各位

平成26年9月1日

(照会先)

法務・コンプライアンス部

部長 村田 恒子

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

「臨時福祉給付金の加算措置対象者の見直し」 にかかるとる役職員の制裁等について

平成26年8月7日に厚生労働省より公表された「臨時福祉給付金の加算措置対象者の見直し」に関し、当機構は、市町村への情報提供業務に関与した職員及び管理監督責任を有した職員に対して、本日、下記のとおり制裁を行い、あわせて、役員の月額報酬の一部辞退を行うこととしましたので、公表します。

記

【役員の月額報酬の一部辞退】

辞退者 : 理事長 水島 藤一郎
辞退内容 : 月額報酬の1/10を2ヶ月

辞退者 : 副理事長 薄井 康紀
辞退内容 : 月額報酬の1/10を2ヶ月

辞退者 : 理事(システム部門担当) 徳武 康雄
辞退内容 : 月額報酬の1/10を2ヶ月

【職員の制裁】

被処分者 : 基幹システム開発部長 真保栄 修
制裁内容 : 戒告

被処分者 : 基幹システム開発部 一般職(業務調整の主担当)
制裁内容 : 戒告

被処分者 : 基幹システム開発部 一般職(提供情報の検証担当)
制裁内容 : 訓告

以上